財　　第２３３号
令和８年10月15日

各部（局）長　　殿
教育長　　殿
警察本部長　　殿
企業局長　　殿
病院事業管理者　　殿
各行政委員会事務局長　　殿

総務部長

令和９年度予算要求について（通知）

我が国の経済について、原油価格上昇など中東情勢の影響が懸念される中、政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2026」において「責任ある積極財政」の考え方の下、成長型経済への移行を確実なものとするとともに、財政の持続可能性と市場の信認確保にも十分配慮し、適切なマクロ経済財政運営に取り組むこととしている。

本県の財政状況については、これまでの財政健全化の取組により、財政指標は着実に改善傾向にあるが、急速な高齢化の進展などに伴う社会保障関係費等の増加や、公共施設等の老朽化への対応などによる財政構造の硬直化に加え、物価高や混迷する中東情勢、世界的な金利上昇に伴う景気の下振れリスクにより、税収の見通しが不透明であるなど、今後の財政運営は予断を許さない状況にある。

一方で、人口減少が加速度的に進む中、財政健全化と併せ、本県の潜在能力を大きく開花させ、さらに飛躍していくためには、引き続き「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現を目指し、「新しい茨城」づくりに向けた施策に重点的に取り組んでいくことが必要である。

このため、各部局においては、別途、予算要求書作成要領に定めるもののほか、下記事項に特に留意され、予算要求を行われたい。

記

第１　要求の基本方針

１　常識にとらわれず、新しい発想で施策を展開すること。

２　既存の施策についても、ＰＤＣＡサイクルの観点から、成果と課題を検証し、事務事業の見直しを徹底するとともに、証拠に基づいた政策立案に努めること。

３　限りある財源を有効に活用するため、あらゆる施策の「選択と集中」の徹底を図ること。

４　経済の好循環を着実に実現していくため、賃上げ支援や、労務単価の上昇をはじめとする調達価格の上昇を適切に要求に反映することにより、適切な価格転嫁を推進し、物価高に対応すること。

５　ＡＩを含むデジタル技術等の革新が加速する社会構造の変化を前向きに捉え、デジタル化を推進しつつ生産性の向上を目指すこと。

第２　基本的留意事項

（事業の選択と集中）

１　部局長・課室長・チームリーダーの主導で、横断的に抜本的な事務事業の見直しを行うこと。

２　限られた財源・人員で的確に政策目標を達成するため、既存の予算や組織を所与のものとせず、事業の実績等を十分に踏まえ、業務の簡素化、無駄の排除、手順の合理化等に徹底的に取り組むこと。

３　「新しい茨城づくり特別枠」の活用にあたっては、部局間の連携を密にし、「活力があり、県民が日本一幸せな県」を実現するための４つの新しいチャレンジとの整合を図ること。

　また、庁内全体の予算編成業務の効率化を図るため、限られた財源・人員の中で、着実な事業執行が見込まれることを十分考慮した上で、責任ある、厳選された事業を要求すること。

４　令和９年度においては、義務的経費の増加により、県財政状況が不透明であることから、必要な財源を確保するため、令和８年度予算に計上している事業についても、改めて内容を精査し、経費抑制に努めること。

５　新規事業については、事業の必要性、緊急性、費用対効果及び他事業も含めた必要人員を十分整理の上、目標や実施期間を明確にするとともに、証拠に基づいた政策立案に努めること。

６　既存事業については、ＰＤＣＡサイクルにより成果の検証を行い、成果の認められない事業については、廃止を前提として見直すこと。

７　既存事業を含めた事業全般にわたり、国・県・市町村・民間の役割分担を明確化し、真に県でなければ処理できない事業に限定して要求すること。

８　予算要求後、予算編成過程において、国の予算や税収の動向、収支の状況等により、枠予算を含めた追加的な事務事業の見直しを行う可能性があること。

（事業の終期・目標設定）

９　全事業に明確な目標を設定して、ＰＤＣＡサイクル等を通じて事業効果を確認するとともに、新規事業を含め、原則として期限（概ね３～５年）を設定すること。

（国庫補助負担金の精査）

10　国庫補助負担事業については、国政の動向や、地方への影響等について情報収集に努めるとともに、国と十分な事前協議を経て、事業の必要性、緊急性及び費用対効果等を検討の上、事業を選択し県負担を最小化すること。

　また、超過負担の解消に努め、国費の肩代わりは行わないこと。

（県単補助金の見直し）

11　県単補助金については、現時点の社会的、経済的実情を踏まえた上で、目的、効果等をゼロベースの視点で十分検討し、県民ニーズに適合しなくなってきたもの等については休止・廃止の方向を含め徹底して見直すこと。

　また、市町村向け補助金については、県と市町村との役割分担や市町村への関与の廃止・縮減の視点から、市町村の自由度を高める方向での整理合理化、意義の薄れたものの廃止、重要な政策課題への重点化を図ること。

　なお、物価上昇が継続する中、安定的・継続的に実施される県単補助事業については、長年据え置かれたままの基準額や閾値について、適宜点検・見直しを行うこと。

（出資団体への支援、特別会計・企業会計への繰出金の抑制）

12　出資団体への支援や特別会計への繰出金等については抑制に努めるほか、県出資団体等調査特別委員会の最終報告、改革工程表及び経営評価結果等における改革の

方向に沿った要求とすること。

（年間予算の作成・見積手法の見直し）

13　予算は年間を通じた財政需要の全てを見積もること。

14　例年、当初予算計上額に対し多額の決算乖離が生じている事業については、要因を分析し、見積手法の見直しなどにより是正に努めること。

　特に、対象者数や市町村所要額等をもとに積算しているものについては、過去の実績をもとに積算を見直し、不用額の縮減に努めること。

（社会資本整備・大規模建設事業等の見直し）

15　社会資本整備については、人口減少を見据え新規投資をこれまで以上に厳選するとともに、事業毎に費用対効果等の評価を行い、優先順位を明確にした上で要求すること。

　また、ＰＦＩ等効率性を高める方策についても検討すること。

16　大規模建設事業については、既存施設の廃止や統合を行った上で実施することを原則としているので留意すること。

　また、継続事業についても事業費の縮減等について検討すること。

17　債務負担行為については、将来の財政運営に影響するため、中長期的視点に立って検討し、毎年度、抑制・削減に努めること。

（ＩＴ活用による業務見直し）

18　ＩＴ関連経費については利用実態に即し業務そのものの見直しを行い、後年度負担の軽減につながるよう、業務及びシステムの最適化並びに経費節減に努めること。

　なお、「情報システム等の整備等に関する規程」に基づき、新たに情報システム等を整備（一部変更を含む）しようとする場合には、必ずＣＩＯに協議した上で、要求すること。

（徹底した財源確保策の検討）

19　新たな税源の発掘、未利用県有財産の売却、使用料・手数料の見直し、国庫補助金等外部資金の活用、国への財政措置要望など、あらゆる角度から新たな財源確保策等を検討すること。

（県議会・その他）

20　県議会において決議、採択された請願、陳情その他の指摘事項及び要望事項については、その内容に十分配慮すること。

（物価高への対応）

21　事業費の積算にあたっては、賃金や調達価格の上昇を適切に反映させること。

第３　予算要求の規模

「第１　要求の基本方針」及び「第２　基本的留意事項」を踏まえ、下記により設定した要求限度額（要求枠）の範囲内において要求すること。

なお、今後の国の予算編成の推移及び地方財政対策の動向等によっては、予算編成作業の過程で、補正予算の編成を含め、弾力的対応を行わなければならないので留意すること。

１　要求限度額設定方針

(1)　職員給与費、公債費、扶助費、交付金等の義務的経費及びこれに準じるものや法令に基づく事業については所要額を見積もることとする。

(2)　公共事業費についても、公共土木施設の老朽化が進む中、安全性を確保しながら維持・更新を進める必要があること、また未来に向けた経済の好循環を生み出す必要があることから、国補事業・県単事業とも所要額を見積もることとする。

(3)　(1)及び(2)を除くその他の経費は、一般財源総額において要求限度額を設定する。

(4)　新しい豊かさ、新しい安心安全、新しい人財育成、新しい夢・希望の４つの新しいチャレンジを強力に推進し、加速度的に進む人口減少による危機を乗り越えていくため、「新しい茨城づくり特別枠」を要求上別枠で設定する。

各部局は、所管の予算及び各種施策について制度の徹底的な見直し、優先順位の厳しい選択を行い、経費の節減合理化措置を積極的に講じることにより、上記方針のもとに定めた次の基準に基づいて算出される金額の範囲内において要求すること。

２　要求限度額算定基準

区　　分	算　定　基　準　等
標準経費	標準費を除き、別途積算する額
一般行政費等 ［準公債費を除く］ 標 準 費 Ａ 経 費 Ｂ 経 費	令和８年度当初予算一般財源ベースの１．０倍以内 （※マイナスシーリングは、引き続き休止） ただし、物価上昇対応分（維持管理経費等）は、別途積算する額
公共事業費	別途積算する額

※その他「令和９年度当初予算要求枠設定表」の注書きに留意し、同表により要求限度額等を算定すること

なお、要求限度額の枠外で要求を認める経費は次に掲げる経費のみとする。

新しい茨城づくり特別枠	「活力があり、県民が日本一幸せな県」を実現するための４つの新しいチャレンジを強力に推進し、加速度的に進む人口減少による危機を乗り越え、新しい茨城づくりに取り組む新規事業等 ＜要求上限は設けない＞ （公共事業を除く一般行政費等を対象とする）
個　別　指　定　枠 （旧枠外事業の一部）	別紙要件に合致する１事業１千万円以上の増額事業、別途財政課の指示する事業に係る所要額

第４　歳入に関する事項

１　県　税

経済情勢の推移、税制の改正、地方財政計画の内容等を注視し、的確に見積もるとともに、徴収率向上に努めること。

２　地方交付税、地方譲与税、交通安全対策特別交付金及び県債

国の予算編成方針、地方財政計画、地方債計画及び関係法令の改正動向等を十分勘案し、確実な見積もりを行うこと。

３　国庫支出金

国の予算の内容・交付基準等に留意して的確な見込み額を計上すること。

特に、国の動向を注視し、廃止事業費の計上又は整理縮小事業費等の過大見積もりのないよう、また、国庫支出金の減少を一般財源で肩代わりすることのないよう十分留意すること。

なお、補助（負担）率については、制度改正等による変更が明らかでない場合は、現行制度に基づいて見積もること。

４　分担金及び負担金

原則として現行制度に基づいて見積もることとするが、負担者の負担能力を十分勘案すること。

５　使用料及び手数料

受益者負担の適正化の観点から、適正な料率・単価で見積もること。

（※令和８年４月24日付け財第33号「令和８年度（令和９年度向け）使用料及び手数料の見直しについて」に基づき，令和９年第１回定例会で単価改定を予定している項目については，改定前の単価で見積もること。）

なお、国の法令等に基づいて徴収することとなるものについては、国の動向を注視すること。

６　財産収入

財産・物品等の売払収入については、時価に即応した価額により見積もりを行い、収入の確保を図ること。

なお、未利用県有財産については、極力売却する方針で臨むこととし、積極的に収入確保を図ること。

また、保有土地関連では、改革工程表の売却目標との関連にも留意すること。

７　基金繰入金

特定目的基金については、条例の規定を踏まえ、事業へのさらなる活用を図ること。

特に、取崩し期限のあるものについては、残高との兼ね合いに留意し、安易に一般財源に振り替えないようにすること。

なお、原資が国庫支出金ではない基金（森林湖沼環境基金等）の活用については、財政課と協議すること。

８　その他の収入

その他の収入についても、過年度の動向等を踏まえ的確に年間収入額を見込むこと。

また、収入未済額の縮減を図るため、整理計画を立てその一掃を図ること。

なお、さらなる歳入確保推進の観点から、企業版ふるさと納税の獲得に向けた取組に対する要求枠の加算措置制度を設けているため、積極的に活用すること。

第５　歳出に関する事項

１　人件費

(1)　職員給与費については、現行給料表等に基づき令和８年10月１日現在の現員現給により見積もることとするが、歳出の大宗を占めているので特に正確を期し、年度中途において多額の補正を要することのないよう十分留意すること。

(2)　特別職に係る報酬等については、現行報酬額等を参考に見積もること。

２　国庫補助（負担）事業

(1)　効果の薄い補助金については、これを受け入れないことを基本として、特に厳選すること。

(2)　補助基本額、補助単価等が実情に合わないものについては、合理的に事業が執行できるよう関係省庁との調整を図るとともに、事業効果、緊急度等を十分検討し事業の選択を行うこと。

(3)　地方分権改革の観点から、国及び地方の役割分担に留意するとともに、国の動向を十分注視し、国庫支出金が過大見積もりとならないようにすること。

３　貸付金

社会情勢の推移に伴い、事業量の減少及び効果の乏しいもの等については廃止又は縮小するとともに、制度が固定化若しくは硬直化することのないよう見直しを行い、弾力的な運用ができるよう検討すること。

なお、貸付にあたっては、資金の需要状況等を検討し、真に必要な期間に限って貸付けること。

４　委託料

(1)　事務の効率化を図るため、行政サービスの維持に配慮しつつ民間等への委託を積極的に推進することとし、「民間活力の導入に関する基本指針」（平成19年4月策定）等により、外部委託の適否を検討すること。

(2)　指定管理料については、現在の運営実績にも十分留意しながらも、経費節減が指定管理者制度導入の主たる目的の一つであることを踏まえ、極力経費節減に努めること。

５　受託事業

各事業主体による実施を原則とするが、止むを得ず受け入れる場合は執行体制など処理能力を十分参酌し、安易な受入はしないよう留意するとともに、事業費の中に人件費及び賃金等が組み込めるよう配慮すること。

６　施設等の維持修繕

県有財産及び県管理施設等の維持修繕については、施設の現況を十分調査し、真に止むを得ないもの（危険性のあるもの、老朽化の激しいもの、施設の長寿命化に資するもの等）に限り見積もること。

なお、令和９年度要求においても、修繕実施箇所の優先順位付けを行うこととしているので、別途発出された通知等に留意すること。

７　建物の新設・増改築

大規模建設事業以外の建物の新設・増改築については、公共施設等総合管理計画等を踏まえ、極力抑制する方針で臨むこととするが、止むを得ない場合は、既施設の設置状況及び利用状況等を十分検討するとともに、他の未利用施設の活用など整備費の節減や後年度の維持管理経費等の増にも配慮して、真に必要なものについて見積もることとし、次の点に留意すること。

(1)　建物の新設にあたっては、原則として建物建設計画等に基づき、用地の確保

など関連する諸条件が整備されたもののみに限定すること。

(2)　増改築については、組織上から機関の統廃合移転についても十分検討し、手戻りのないよう留意すること。

８　自動車の増車・更新

新規の増車は行わないものとする。

また、更新についても、年間稼動日数が85日未満又は年間走行キロ数が6,000km未満の車については認めないので留意すること。

なお、購入は原則として電動車（※）とすること。

（※）ハイブリッド車、プラグインハイブリッド車、電気自動車、燃料電池自動車

９　物件費

賃金、旅費、需用費等の行政事務費である物件費については、徹底した点検・精査により、一層の節減を図ること。

また、物品購入等に係る不適正な経理処理の再発を防止するため、予算要求の段階から、真に必要なものについては適切に見積もりの上、要求するよう徹底すること。

なお、新規事業については、これまで同様原則として事務費は認めないので、十分留意すること。

10　市町村の負担を伴う事業

市町村の財政負担を伴う新規事業や、既存事業のうち、市町村に新たな財政負担等が生じる変更及び補助率の変更等により財政負担の増加等を伴うものについては、事業の内容及び負担額等につき、あらかじめ市町村と十分協議を行い、事業の執行段階において支障の生じないよう事前の調整をしておくこと。

11　審議会等に要する経費

食糧費や会場使用料の計上は所要額とするとともに、開催回数等についても直近の実績を踏まえた適正な要求とすること。

12　各種団体等への負担金・分担金

真に必要なものに厳選するとともに、団体等の収支、繰越金、基金等の財政状況も踏まえ、適正な額にすること。

また、事業内容を見直すに当たっては、事業の執行段階において支障の生じないよう、事前に相手方と協議する等留意すること。

第６　特別会計及び企業会計

特別会計及び企業会計については、一般会計同様ゼロベースの視点から、その設置の趣旨にまで立ち返り、全事務事業について徹底した見直し検討を行った上で要求すること。予算編成にあたっては、前記事項に準ずるとともに、県出資団体等調査特別委員会の最終報告等も踏まえ、企業感覚に立って経営状況及び今後の見通しについて十分検討を行い、安易に一般会計からの繰出等に依存することのないよう見積もること。

特に、企業会計にあっては、長期的な見通しのもとに極力合理化を図るなど、経営の健全化を推進すること。

また、内部留保資金を保有する会計においては、一般会計からの借入金や県債の繰上償還についても積極的に検討すること。